

## 〔巻頭言〕

# 因果な職業

理 事 山本爲三郎

信託協会の調査（『2019日本の信託』5頁）によると、今年3月末における信託財産総額は1,201兆9,000億円（含、再信託438兆円）に達し、史上最高額だそうである。これは、全国銀行協会が公表した同時期における全国銀行115行の総預金残高756兆7,786億円（「全国銀行預金・貸出金等速報」全銀協ホームページ各種統計資料）と比べても相当な額である。

信託業界は盛況であるが、訴訟信託の禁止（信託法10条）に関するものを除いて、信託法関連の裁判例は多いとはいえない。日本においては、営業としてではない信託はあまり見られないといわれてきており、営業に係る信託は専門家が紛争が生じないように設計するから、当然ともいえよう。このような状況下においては、特に個人向け信託商品の購入動機は、信託の制度としての利点にあるのではなく、信託会社への信頼に重きが置かれているのではなからうか。つまり、信託制度自体への十分な理解は必要なく、財産の管理・運営を上手に行ってもらえばよいと考えている信託商品購入者は多いと思われるのである。

音楽著作権管理事業を行っているJASRACは、一昨年、音楽教室から著作権料を徴収する方針を発表した。音楽教室との間で訴訟が提起されるなど混乱が生じているが、これを巡って、信託制度の理解が一般的には浸透しているとはいえない状況が垣間見えた。JASRACと著作権信託契約を締結している作曲家などの委託者の一部や、ネット上のJASRAC批判の声の中には、訴訟の法的争点以前に、そもそも信託制度が利用されていることの意味が理解されていないと思われる意見もかなり存したのである。

信託は財産の管理・運営の一方法である。財産管理・運営の目的は多様であるから、各人が、信託制度を利用するか否かや信託の内容につき主体的に判断するに越したことはない。もっとも、従前から、信託といえば用意された金融商品である。信託制度を熟知している専門家や企業は別として、上述のように、信託商品を購入する個人に信託制度を選択する意識は少ないのではないかと思われるのである。

ところが、近時、個人間においても信託制度を積極的に利用しようとする事案が見受けられるようになってきた。例えば、東京地判平成30年9月12日金融法務事情2104号78頁や東京地判平成30年10月23日金融法務事情2122号85頁では、親がその子供の一人と、親所有の不動産などを信託財産とする信託契約を締結しており、受益権の内容も詳細に定めている。与えられたものではなく、委託者の意思を実現するために信託制度を選択しているのである（9月判決は、信託財産の一部につきそれを目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図があったとして、公序良俗違反で無効だと判断している）。

債権者の追及を免れるための資産隠しなどの不当な目的で信託制度を用いることは論外である。一方で、当事者が適法だと考える多様なニーズに合わせて、信託制度を主体的に選択するのであれば、それは信託制度にとって望ましいといえよう。この点、裁判例は、実態を知るといふ観点のみならず、当事者が信託法上の権利を主張し合うという観点からも、重要な意義を有する。訴訟の増加は、信託制度の主体的な利用の広がりを示すのである。そして、裁判例が積み重なれば、多様な局面の利益状況の分析が深化し、信託制度の可能性が一層明確になり実務に資するとともに、信託当事者の権利保護や公正性確保の体系化ひいては信託の法的性質の探究——信託法学の進展に益するといえよう。

それにしても、多様な紛争を予想して規範の詳細な解釈をあらかじめ提示することは効率的ではない場合が多いとはいえ、他人様の紛争・裁判の増加を期待するとは、法律学の研究職は因果な職業ではある。